

ソルベンシー・マージン比率

国内の保険会社は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づき、ソルベンシー・マージン比率を算出しております。

保険会社は、保険金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(下表の(B))に対する「保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額：下表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(下表の(C))であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

また、ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、当事業年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されております。

前事業年度においては、改正前の基準(旧基準)によるソルベンシー・マージン比率が、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標であり、改正後の基準による前事業年度のソルベンシー・マージン比率は参考として表示しております。

(単位:百万円)

	(参考) 前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(A) ソルベンシー・マージン総額	11,105	11,820
資本金又は基金等	9,845	10,350
価格変動準備金	17	22
危険準備金	0	0
異常危険準備金	1,058	1,099
一般貸倒引当金	0	1
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	184	346
土地の含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
(B) リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	5,295	5,569
一般保険リスク(R ₁)	4,799	5,065
第三分野保険の保険リスク(R ₂)	-	-
予定利率リスク(R ₃)	0	0
資産運用リスク(R ₄)	515	525
経営管理リスク(R ₅)	168	176
巨大災害リスク(R ₆)	300	300
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	419.4%	424.4%

(三井ダイレクト損害保険株式会社)

旧基準によるソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)
(A) ソルベンシー・マージン総額	11,105
資本金又は基金等	9,845
価格変動準備金	17
危険準備金	0
異常危険準備金	1,058
一般貸倒引当金	0
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	184
土地の含み損益	-
払戻積立金超過額	-
負債性資本調達手段等	-
控除項目	-
その他	-
(B) リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	3,470
一般保険リスク(R_1)	3,054
第三分野保険の保険リスク(R_2)	-
予定利率リスク(R_3)	0
資産運用リスク(R_4)	227
経営管理リスク(R_5)	107
巨大災害リスク(R_6)	300
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	640.0%